

有価証券報告書等の 「確認書」の細目案

制度調査部
横山 淳

金融商品取引法シリーズ-56

【要約】

2007年4月13日及び5月17日に、金融庁は、新しい金融商品取引法の細目を定める政省令案を発表した。

この中で、「有価証券報告書等の記載内容の確認書」の提出会社（上場株券等の発行会社）や記載様式などの細目が定められている。

はじめに（金融商品取引法の政省令案）

金融庁は、2007年4月13日及び5月17日に、次の政省令案を発表した。いずれも新しい金融商品取引法の細目を定めるものである。

2007年4月13日

「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等の公表について」¹

2007年5月17日

「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係内閣府令案の公表について」²

同時に、金融庁は、施行時期についても「2007年9月頃」を予定していることも明らかにしている。

本稿では、これらの政省令案に基づき、金融商品取引法の下で導入される「有価証券報告書等の記載内容の確認書」の細目について説明する。

1. 「確認書」とは

金融商品取引法の下では、上場会社等に対して、有価証券報告書等の記載内容に関する確認書（以下、「確認書」）の提出が義務化される。

「確認書」とは、有価証券報告書等の開示書類の記載内容が、金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記したものである（金融商品取引法24条の4の2）。いわば企業の経営者が、自社の開示書類の内容の真正性を保証するものといえることができるだろう。

¹ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070413-3.html>）に掲載されている。

² 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070517-1.html>）に掲載されている。

現行の証券取引法の下でも、2004年3月期から「会社代表者による有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認書」が任意の制度として導入されている（企業内容の開示に関する内閣府令17条1項1号へ）。

しかし、現行の制度は、あくまでも任意の制度であり、提出するか否かは発行会社（及びその代表者）の自主的な判断に委ねられている。つまり、発行会社（及びその代表者）は、「有価証券報告書の内容は適正です」という「確認書」を提出してもよいし、提出しなくても構わないという訳である。その意味で、制度としての実効性に欠けるとの指摘も行われてきた。

こうした指摘や、近年、有価証券報告書等の虚偽記載に関連する事件が相次いだことを踏まえて、金融商品取引法では、「確認書」の提出が義務化されることとなったのである。

2. 「確認書」の提出義務者

「確認書」の提出が義務付けられるのは、次の者とされている（金融商品取引法24条の4の2第1項）。

有価証券報告書の提出会社のうち、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定めるもの

具体的には、政省令案で次の者が指定されている（金融商品取引法施行令案4条の2の5）。

上場（ ）されている次の有価証券の発行会社
 株券
 優先出資証券
 外国又は外国の者が発行する証券・証書で前記 又は の性質を有するもの
 有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前記 ~ であるもの
 いわゆる預託証券（DR）で前記 ~ の権利を表示するもの

（ ）「店頭売買有価証券」を含む。ただし、2004年12月にJASDAQが証券取引所化したことに伴い、現在、該当するものは存在しない。

3. 「確認書」の対象となる開示書類

「確認書」の対象となる開示書類は、次のものとされている（金融商品取引法24条の4の2、24条の4の8、24条の5の2）。

有価証券報告書
 四半期報告書
 半期報告書（ ）

（ ）四半期報告書を提出した会社については、半期報告書の提出は免除される。

いずれも開示書類を提出する際に、併せて内閣総理大臣に提出することとされている。提出方法は、原則として、電子開示システムEDINETにより行うこととされている（金融商品取引法27条の30の2）。

4 . 「確認書」の記載事項

2007 年 5 月 17 日公表の内閣府令案で、「確認書」の記載様式として、次の様式が新たに定められている（企業内容の開示に関する内閣府令改正案 17 条の 5）。

内国会社.....第 4 号の 2 様式

外国会社.....第 9 号の 2 様式

内国会社の記載様式である第 4 号の 2 様式では、以下の事項を記載することとされている。

【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

確認した有価証券報告書（四半期報告書・半期報告書）の事業年度（四半期会計期間・中間会計期間）

確認した有価証券報告書（四半期報告書・半期報告書）が訂正報告書である場合は、その旨
代表者及び最高財務責任者が有価証券報告書（四半期報告書・半期報告書）の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨

確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合はその旨及びその理由

【特記事項】

確認について特記すべき事項がある場合には、その旨及びその内容

5 . 施行期日

「確認書」の提出義務については、2008 年（平成 20 年）4 月 1 日以後開始する事業年度から適用される（証券取引法等の一部を改正する法律附則 15 条）。